令和７年（フ）第３７９号
佐賀市六座町７番243号、前住所佐賀市多布施三丁目２番45号
破産者　岡野　隆行
1　決定年月日　令和８年10月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
佐賀地方裁判所民事部破産係

令和８年（フ）第１２７号
佐賀市新栄東二丁目４番25―１号
破産者　藤松佐和子
1　決定年月日　令和８年10月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
佐賀地方裁判所民事部破産係

令和８年（フ）第２１２号
佐賀県嬉野市嬉野町大字岩屋川内甲474番地２　コーポＫＵＮＩ203号、前住所佐賀県小城市牛津町牛津677番地１　グランチェスタロイヤルメゾンＡ　101号
破産者　本村　　昇
1　決定年月日　令和８年10月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
佐賀地方裁判所民事部破産係

令和８年（フ）第２１５号
佐賀市川副町大字小々森2106番地60、前住所佐賀市本庄町大字鹿子252番地２
破産者　光富　淳子
1　決定年月日　令和８年10月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
佐賀地方裁判所民事部破産係

令和８年（フ）第２６５号
鹿児島市小野４丁目30番21号　よねくらハイツ301号、前住所福岡市博多区博多駅南３丁目19番20―305号　ラフレシーサ博多駅南Ⅳ
破産者　諏訪園賢良
1　決定年月日　令和８年10月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

令和８年（フ）第３１１号
鹿児島市田上台２丁目46番10号　天神ＭＫビル201号
破産者　津﨑　愛沙
1　決定年月日　令和８年10月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

令和８年（フ）第５２号
岩手県大船渡市盛町字みどり町４番地14　ハイツ田中島105号室
破産者　村上　暁洋
1　決定年月日　令和８年10月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所一関支部

令和８年（フ）第１２１号
仙台市若林区遠見塚２丁目６番５―207号
破産者　早坂　祐治
1　決定年月日　令和８年10月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

令和８年（フ）第１２２号
仙台市若林区遠見塚２丁目６番５―207号
破産者　早坂かおる
1　決定年月日　令和８年10月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

令和８年（フ）第２５８号
仙台市泉区向陽台５丁目28番24号
破産者　只野美代子
1　決定年月日　令和８年10月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

令和８年（フ）第４５３号
仙台市太白区長町７丁目10番７―702号
破産者　宮井　信吉
1　決定年月日　令和８年10月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

令和８年（フ）第７３２号
仙台市青葉区中山２丁目６番33号　コーポ豊102
破産者　鹿野　良信
1　決定年月日　令和８年10月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

令和８年（フ）第７４２号
宮城県宮城郡松島町松島字松本崎13番地の２　メゾネット松本崎Ⅰ　Ｃ号
破産者　櫻井　　雄
1　決定年月日　令和８年10月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

令和８年（フ）第３３号
秋田県大仙市高関上郷字杉本59番地１
破産者　佐藤　愛莉
1　決定年月日　令和８年10月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所大曲支部

令和８年（フ）第５３号
福島県郡山市亀田一丁目41番16号　ＭＭＹ・Ｋ３－Ｅ
破産者　矢田部丈雄
1　決定年月日　令和８年10月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所郡山支部破産係

令和８年（フ）第１３０号
福島県郡山市鶴見坦二丁目11番７号　エレガントハイツＢ―102号
破産者　菊地志津恵（旧姓佐藤）
1　決定年月日　令和８年10月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所郡山支部破産係

令和８年（フ）第１４５号
福島県郡山市静町60番５号
破産者　伊藤　明美
1　決定年月日　令和８年10月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所郡山支部破産係

令和８年（フ）第８３号
茨城県高萩市高浜町３丁目107番地
破産者　大部　弘次
1　決定年月日　令和８年10月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所日立支部

令和８年（フ）第８８号
茨城県日立市諏訪町３丁目10番７―202号
破産者　伊師　秀人
1　決定年月日　令和８年10月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所日立支部